

新公益法人制度への対応について

1 森林整備公社が移行する場合の法人形態

- ・ 公益社団法人又は一般社団法人 → H25.11 移行期限

2 移行に向けての主な課題

(1) 公益社団法人

- ・ 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎があるか(財務状況が健全か)
- ・ 収支相償であると見込まれること
 - ※ 正味財産の赤字(収支不足)や多額の負債による事業の永続性の確保

(2) 一般社団法人

- ・ 一般社団法人(公社)に県が人的・財政的支援をこれまでどおりしていくための理由づけが必要
 - ※ 本県では、一般社団法人高知県医療再生機構、一般財団法人高知県地産外商公社で事例あり

3 全国の状況(H23.2 現在:兵庫みどり公社まとめ)

・ 公益社団法人への移行希望	27 公社
・ 一般社団法人への移行希望	4 公社
・ 未定	6 公社
合 計	37 公社 (うち5公社は解散予定)

4 林業公社新会計基準の採用

新公益法人制度への移行を踏まえ、平成 23 年 3 月に策定した「林業公社会計基準」を平成 23 年度決算から採用予定

5 その他(公社の分収造林事業にかかる国税局の見解)

- ・ 公社の分収造林事業は収益事業の対象とはならない。
公社が分収造林契約に基づき育成してきた立木を販売する行為が、直接不特定又は多数の者に「小売」する物品販売業ではなく「特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為」であれば収益事業には該当しない。(熊本国税局平成 17 年 8 月 22 日付文書回答)
※ 立木を加工し、商品として販売する行為は収益事業となる
- ・ 一般社団法人が行う分収造林事業は、非営利型法人要件の1つである「特定の個人又は団体に特別の利益を与えること」に該当しない。 ※ (広島国税局平成 23 年 7 月 1 日付文書回答)

非営利型法人 ①類型の要件

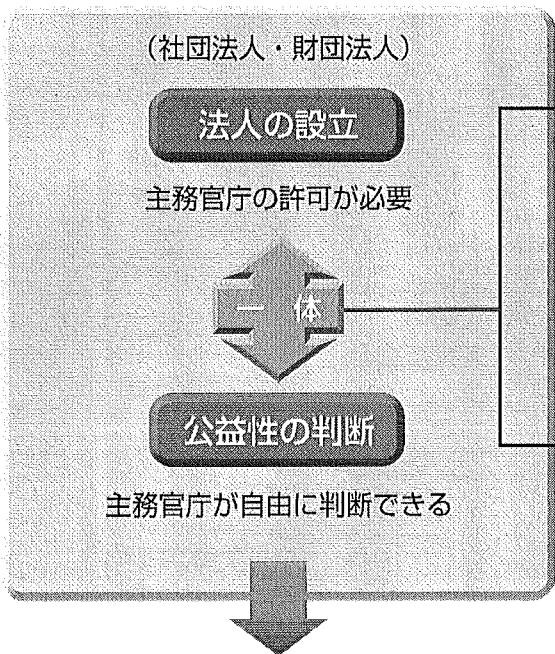
- イ 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- ロ 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ハ 上記イ及びロの定款の定め違反する行為(上記イ、ロ及び下記ニの要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ニ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。



公益法人制度改革の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)



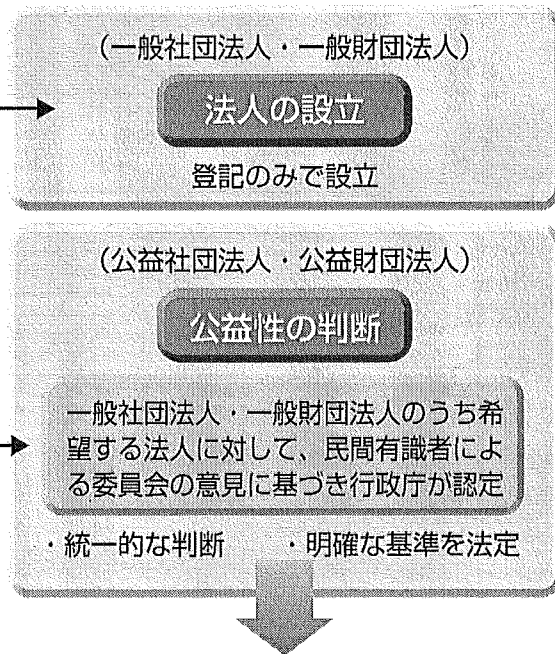
●税との関係

法人格と税の優遇が連動

- ・法人税は収益事業のみ課税
- ※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

(新制度)

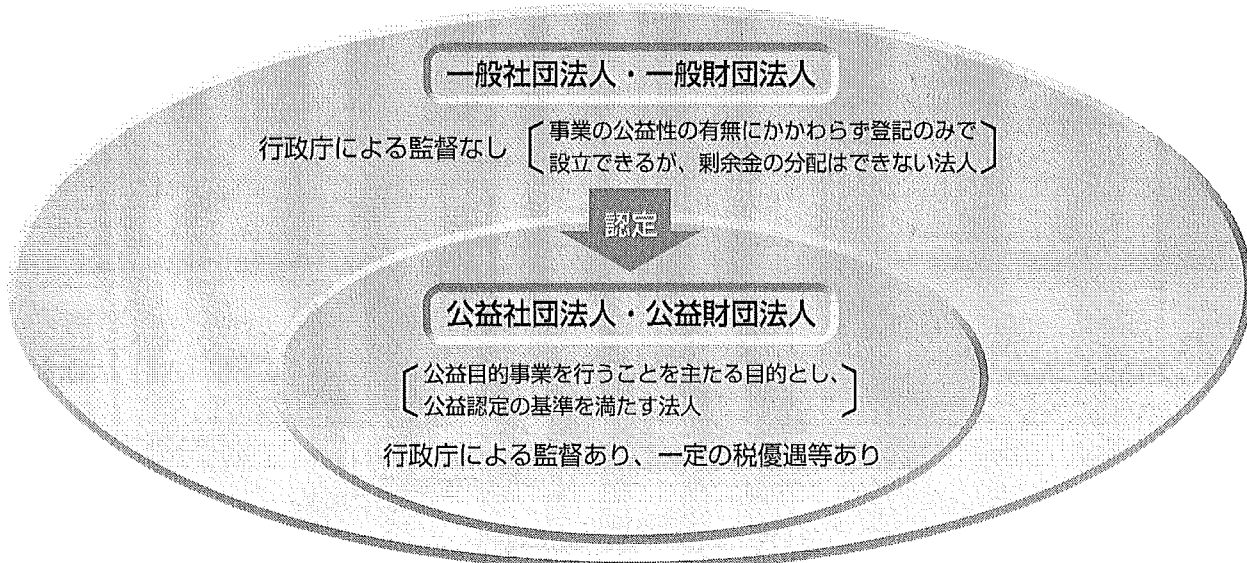
◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



●税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？



特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人とすることができます。

移行認定の基準は、

- 1 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
- 2 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。

の2点です。

認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。これらの基準は、移行後も引き続き遵守しているが監督が行われます。

経理的基礎を有すること

安定的かつ体系的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務の精査により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です（「公益目的事業のチェックポイント」参照）。

特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

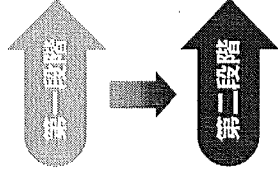
収支相償であると見込めること

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。

各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれその事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。



公益目的事業比率は、収入ではなく事業の実施費用で計算します。公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合は50%以上でなければなりません。

この公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供（ボランティア）を受けた際、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

遊休財産額が割合を超えないと見込まれること

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額（若干の調整があります）を超えてはいけません。

上記以外にも認定基準があります。申請書類や申請の手引きを参照しながらご確認ください。

ガイドラインについて

認定法第5条に定める公益認定の基準及びその関連規定と、整備法第117条第2号に定める移行認可の基準及びその関連規定の適用に関して、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」が作成されています。

【具体例】「事業費及管理費」の計算について

- 公益目的事業比率の計算にあたっては、①公益目的事業に係る事業費の額と②収益事業等に係る事業費の額、③管理費の額をそれぞれ計算する必要があります。
- 事業費を含むことができる例示としては、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人員費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配分することができます。
- 管理部門で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入すること

- 「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用は、事業への従事割合や使用実態等に応じて配分することができます。
- 配分をする際の計算の基準は、以下の配分基準を参考に配分することになります。

配分基準 適用される共通費用

建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用品消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賞金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピュータリース代等

以下のいずれかに該当する法人は、公益法人への移行の認定を受けることができます。

- ① 理事、監事、評議員のうち一定の要件（公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等）に該当する者がいる
- ② 定款または事業計画の内容が法令や行政機関の処分と違反している
- ③ 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許可を受けられない
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されていたり、滞納処分終了の日から3年を経過していない
- ⑤ 雇員団員等がその活動を支配している
- ⑥ 従来の主務官庁の監督上の命令に違反している





と従来の公益法人の比較表

公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)

従来の公益法人と、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人との主な相違点をまとめると、次のようになっています。

	特別民営法人 (従来の公益法人)	公益社団・財団法人
移行の認定認可の要件	—	法人法及び認定法に適合していること。 →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。
事業等	適法であれば制限なし。 ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業比率を50/100以上にしなければならないなど公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。 なお、事業内容を変更するにあたっては、変更の認定が必要となる場合がある。
監督等	従来の主務官庁により監督が行われる。	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。
税制	従来と同様の措置。	法人税において収益事業のみに課税(ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)。 寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当。 個人住民税における寄附優遇の措置。

一般社団・財団法人
法人法に適合していること 公益目的支出計画が適正かつ確実であること →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認可を行う。
公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。 それ以外については、法人の創設工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。
原則、法人の自主的な運営が可能。 公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。 公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。
「非営利性が徹底された法人等」(注) ・法人税において収益事業のみに課税。 ・登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税の課税。 「それ以外の法人」 ・普通法人と同等の課税。

(注) 「非営利性が徹底された法人等」とは、「非営利性の徹底された法人」または「営利的活動を目的とする法人」のこと。それらの要件等については、「p16 2.一般社団・財団法人(法人税)」の項目参照。

！
どちらの法人形態を選ぶかは、それぞれの法人の目的、事業内容、取入の状況などによって異なります。制度の特徴を比較しつつ各法人において主体的に決定して下さい。

一般論として説明すれば、

①公益社団・財団法人(移行法人)
法人法の要件に加えて認定法の基準を満たす必要があり、財産についても、公益目的事業財産とそれ以外の財産を区分する必要や、収益事業の収益の一定割合を公益目的事業財産とする必要があるなど、認定法にのっとった運営が必要となります。税制上の優遇措置を受けつつ、特に寄附を主要な財源として公益目的事業を行う法人または、収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的事業を実施したい法人が選択することが想定されます。

②一般社団・財団法人
公益目的支出計画実施中は毎事業年度の公益目的支出計画の実施報告が必要ですが、比較的自由な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施したい法人が選択することが想定されます。税制のうち法人税については、非営利性が徹底された法人等であれば収益事業のみ課税となります。なお、受取利子等に係る源泉所得税については課税となりますので注意して下さい。